

議案第 87 号

令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,161,777 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 17 日提出

設楽町長 土屋 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	341,552	40,974	382,526
	2 国庫補助金	231,884	40,974	272,858
19	繰入金	69,264	1,303	70,567
	2 基金繰入金	61,064	1,303	62,367
	歳 入 合 計	6,119,500	42,277	6,161,777

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	883,371	42,277	925,648
	2 児童福祉費	167,703	42,277	209,980
	歳 出 合 計	6,119,500	42,277	6,161,777

令和 3 年度
設楽町一般会計補正予算(第 1 0 号)
に関する説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 883,371	千円 42,277	千円 925,648
歳 出 合 計	6,119,500	42,277	6,161,777

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
40,974			1,303
40,974	0	0	1,303

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

40,974千円

2 項 国庫補助金

40,974千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 127,994	千円 40,974	千円 168,968
計	231,884	40,974	272,858

1 9 款 繰入金

1,303千円

2 項 基金繰入金

1,303千円

3 財政調整基金繰入金	37,723	1,303	39,026
計	61,064	1,303	62,367

節		説	明
区 分	金 額		
6 児童福祉総務 費補助金	千円 40,974	町民課 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 [全額補助]	千円 40,974

1 財政調整基金 繰入金	1,303	財政課 財政調整基金繰入金	1,303

3 歳 出

3款 民生費

42,277千円

2項 児童福祉費

42,277千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 47,112	千円 42,277	千円 89,389	千円 40,974 国庫支出金 40,974	千円	千円	千円 1,303
計	167,703	42,277	209,980	40,974	0	0	1,303

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 87	町民課	千円
12 委託料	990	通信運搬費	36
		一般通信運搬費	36
18 負担金、補助 及び交付金	41,200	手数料	51
		公金振込手数料	51
		業務委託料（システム導入・改修）	990
		子育て世帯臨時特別給付金システム改修委託	990
		交付金	41,200
		子育て世帯臨時特別給付金	41,200

議案第 88 号

令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 12 月 17 日提出

設楽町長 土屋 浩

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
2 事業費	2 施設整備費	導水管移設工事	<div style="text-align: right;">千円</div> 102,000

議案第 89 号

令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 12 月 17 日提出

設楽町長 土屋 浩

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
2 事業費	1 施設建設費	管渠布設工事	<div style="text-align: right;">千円</div> 248,266